

98 仙岳院について

問 仙岳院の案内板に『院の筆頭であった』とあるのは何のことですか。

答 その案内板は、東照宮の案内板で石鳥居手前の参道左側に仙台市が建てたものです。現地に行つて実物を見ますと、⁽¹⁾仙岳院について次のように付記されており、確かに尋ねの個所が見られました。⁽²⁾

『附 仙岳院

東照宮別当院として承応3年〔1654〕創建された天台宗寺院で藩政時代は御一門の資格を有し院の筆頭であった。⁽³⁾明治元年〔1868〕7月2日輪王寺宮北白川能久親王がこの寺に入り奥州列藩に令旨を出し10月12日まで滞在した史蹟で、御居間は現存する。』⁽⁴⁾

伊達家では、領内の主なる寺々に寺領を与え、特に關係の深い寺院は御一門格・着座格・召出格等に格付けして、手厚い外護を加えていました。中でも仙岳院は最高の御一門格のトップに列せられていました。これは領内全寺院の序列第1位でもあります。『院の筆頭であった』とあるのは、このことを指すものと思われます。正しくは『仙台領内の寺院の筆頭であった』と表現すべきところであります。

注(1) 案内板の全文は次の通りである。

『東照宮 国指定重要文化財

この地はその昔玉田ヶ崎といい天正19年〔1591〕葛西大崎の一揆鎮圧に下った徳川家康が帰途小休したことにならみ二代藩主伊達忠宗公が將軍家光に請いこの地に慶安3年〔1650〕起工し承応3年〔1654〕3月落成した。そのかまえは莊嚴の美を極め江戸初期の粹と称せられる。神体隨身は左京幸和の作、樓門の扁額は妙法院門跡堯然親王の筆、石鳥居は備前産の花崗岩で忠宗公の寄進したものであり藩政時代は9月17日を例祭とし君公在府の年には全城下から山車が出て神輿が先駆に市中を練り仙台最大の行事であった。これを「仙台祭」と称した。

本殿、透塀、唐門、石鳥居は国指定の重要文化財、隨身門（樓門）手洗舎は宮城県指定重要文化財である。』「仙台市史」第7巻に次の記事がある。

『東照宮 北六番丁、宮町北端丘陵上にあり。玉手崎、玉田崎又は田歌崎と呼ばれ、宮城野の平野に接し遠く太平洋を望み、老杉巨樹鬱蒼として繁茂し、幽邃静寂の地で、往古天神社を祀ってあったが、これを〔東遷更に〕榴ヶ岡に移してその跡地に本社を造営した。即ち二代藩主忠宗、將軍家光に請うて東照宮勅請のことを允され、慶安2年〔1649〕8月造営奉行富塚内蔵助重信、山口内記重如、小奉行柳生権右衛門巖成、同大山太右衛門助兵衛常久、大工梅村彦作等これを掌り、同年十月二十五日柱立、承応3年〔1654〕

前後6ヶ年を要して竣工を告げた。本殿・唐門・瑞籬・拝殿・本地堂（今無し）・御供所・隨身門（樓門）・神橋・神厩（今無し）・石華表は備前産の花崗岩で忠宗の寄進にかかり、大工12万9千9百67人、人夫58万3千6百79人、費用2万2千4百96両を要したという。石燈籠28基の内、唐門左右の4基は忠宗及田村宗良の寄進、樓門前石階の左右は一族一門の奉獻にかかる。維新前社領63貫文、別當仙岳院の寺領として18貫文、仏供料10貫文、傍院成就院、宝藏院にも3貫文づつ、又旅宮〔おかりみや〕守護の吉祥院には扶持方7人分を寄附された。歴代の神職は維新前、代々仙岳院を別當寺とし、外に供僧2人、宮仕2人、神人4人を置かれ、維新後は市内7社の神官を以て其職に充て、木村一知を以て監督を定められたが、その後祠官桜田桜麿、祠掌三浦新四郎、沼田真身、黒田文次、庄司忠助、社司一条十郎、社掌高崎多計志、態谷直良、社掌石川英記、宮司高崎惣等を経て現宮司高崎真興に及んでいる。

郷社に列したのは明治12年5月、県社昇格大正4年。例祭は4月17日で、往時の同社祭典は「仙台祭」といわれ、各町々から山車、練物等が出て、藩からは名代の奉幣があり、神輿の渡御、神樂その他各種の余興があり、封内に於ける隨一の祭典と称せられたが、明治維新以後はすたれた。神輿渡御等はなお現在でも盛大に行われている。

尚、宏壯を誇った前記社殿の内拝殿・神饌所は昭和10年8月6日豪雨中に乞食の焚火による出火で焼失し、同時に拝殿内所蔵の宝物狩野探幽筆、左日光門跡尊敬一品親王筆、右毘沙門堂公海の筆にかかる三十六歌仙、「東照宮」の扁額が惜しくも鳥有に帰してしまった。現在の拝殿15坪、神饌所3坪はその後の建築にかかるものである。

〔葵の名木〕 横門前の葵の名木があり、樹令2百80余年、幹周9尺5寸、樹高3丈6尺、玉垣をめぐらした臥竜状の古木で、植物分類学上では「いいぎり」の雄木であるといふ。琉球王から伊達家に献じたものを、此神域に植えたもので、伊達家から「あふひ」の木として献上したところ、吹上の庭上に繁茂するに至ったといわれ、徳川家の紋所に因める名木として珍重され、4月頃黄ばんだ房状の花をつけるのを例とする。』

この名木は、昭和53年6月12日宮城県沖地震の被害で枯損してしまった。

注(2) 「仙台市史」第7巻に次の通り記されている。

『仙岳院 北六番丁東照宮下西側にあり。天台宗に属し比叡山延暦寺の末寺で、眺海山〔東照宮から太平洋を眺望できたことにちなむ〕康国寺仙岳院と号する。承応3年〔1654〕藩主忠宗東照大権現を勧請するに当り、其の別當寺として建立し、江戸不動院住持最教院晃海僧正を迎えて開山とした。本尊は釈迦牟尼仏、挾持〔侍〕として文殊・普賢両菩薩を安置する。傍院として宝藏院・延命院・成就院・延寿院及び御旅宮〔おかりみや〕守護の吉祥院等があったが、今は延寿院に淨円房権現の拝殿を有するのみで、他は其の跡を留めない。維新前は一門格として35石〔ママ〕の地を寄附せられ、平泉中尊寺もその所管に

属していた。境内 1 千百 54 坪余。墓地 180 坪本堂木造瓦葺平家建 30 坪、庫裡同 94 坪、表門 1 棟、外附属建物若干あり。

明治元年 7 月 2 日、輪王寺宮公現法親王（北白川能久親王）には岩沼出発、広瀬河畔五軒茶屋で昼餐の後仙岳院に入られたが、爾後 10 月 11 日出発、江戸に還られるまでの御成座敷は現存している。明治 30 年及び昭和 13 年 5 月の両度、同宮大妃富子並に多恵子女王の訪問があった。

〔小萩觀音〕觀音堂あり。小萩觀音と称する十一面觀音を祀っている。行基作、或は慈覺作と伝えるもので、もと榴ヶ岡天神林内修驗萩徳山仏生寺にあったが、其後商人の手に帰したのを、仙岳院 15 世亮湛がこれを買収して此処に安置したものであるという。仙台巡礼 11 番札所で、御詠歌に曰く「あとたれし神もすずしめ法の花さくやつつじが岡のみむろに」

〔境内祠堂〕境内に山王権現社（承応年中の勧請、一山の鎮守）、背後の丘陵上に糺明神、貴船明神（共に旧高松にあったのを万寿寺創立の時に今の地に移したものであるという）等がある。』御旅宮とは、神靈を玉手崎の東照宮本殿に奉祀するまで一時安置した仮宮で、現在の東六番丁小学校の敷地内にあった。そのため此処にあった覺性院は北六番丁に移された。今小学校の校庭に「御旅宮〔おかりみや〕の桜」と呼ばれる名木がある。うばひがん〔あずまひがん、えどひがん〕桜で、地際幹周 5.19m、樹高 10m、地上 2m で西に一枝条を出し、本幹は地上 5m から枯損してはいるが、なお残存の枝には花をつけ葉を茂らせている。承応年間御旅宮の跡に植栽したものと伝えられる。

注(3) 別当寺また神宮寺ともいい、神仏習合の時代に神社に設けられた寺院。徳川幕府の寺社〔寺が神社よりも重視尊重された〕政策もあって、別当寺の僧侶は神職（社家、社司家）の上位に在って神社の実権を掌握していた。そのため神職は僧侶に対抗する所もあったが、一般に無学な者が多く、従属的地位から脱するには無力であった。大社には天台・真言の別当寺があり、小社は多く修驗山伏が別当した。また修驗は神社ではない薬師堂や觀音堂を別当していた。明治新政府は天皇親政、祭政一致の復古主義を背景に、神仏判然令を下して社僧の神社別当を禁じ、社僧・修驗の還俗（げんぞく）することを「帰正」とさえいった。社僧や修驗が神官に転ずることを許し、且つ奨励したので、帰正して神官になった者が多かった。中には觀音堂・薬師堂をそのまま神社に切替え、帰正した修驗山伏がそのまま居すわった例も少なくなかった。僧侶対神職の地位は逆転して、寺社も社寺という用語に変った。

注(4) 伊達家臣の格付けの最高別格に御一門があったが、寺院の格付けもそれに準じた。この最高寺格を与えられたものは次の 17 か寺で、仙岳院の序列は一門格中でも第 1 位であった。仙岳院・竜宝寺・法蓮寺・定禪寺・千手院・瑞巖寺・観範寺・保春院・瑞鳳寺・陽徳院・

東昌寺・光明寺・満勝寺・輪王寺・孝勝寺・大年寺・万寿寺

寺院等の格付けについて「宮城郡誌」に『……等級第五位の着座以上にあらざれば、階前盈尺之地に藩主に相見するを得ざる制度なり。故に藩主自ら神社仏閣に参拝し、縁起由緒を社僧に質さんとするも、口述答申の途なきが故に、此等の場合に限り着座の資格を与ふる特例を設けたり。藩主先代の菩提院又は祝福の祈願寺に限り家柄（着座）以上の資格を有たしむ。』とある。

資料 仙台市史第7巻

99 旧北根村は無人の村であった

問 旧北根村は、村民のない村だったそうですが、それは本当ですか。

答 北根村とは、旧仙台領の宮城郡国分33か村の一つで、明治22年4月1日町村制施行の時、この村は七北田村・市名坂村・松森村・古内村・上谷刈村・荒巻村・野村と合併して七北田村となり、昭和6年4月1日に荒巻と共に仙台市に編入されて現在に至っているところです。旧仙台領時代の北根村は、常住する村民のいない非常に特異な村でした。しかし、無人とはいっても村は廃墟や未開発の状態ではなく、古い黒松林と農耕地のある歴とした公村でした。18世紀末の郷村の実態を正確に記した実用地誌の「封内風土記」及び「安永風土記御用書上」に、それぞれ次のような記事があります。

「封内風土記」卷3

○○○
『北根邑 無邑民、仙台府下者穡稼之』

「安永風土記御用書上」

『宮城郡国分山根通北根村

(4) 一田代〔ただい〕 九貫二百八文

(5) 一畠代〔はただい〕 貳百八文

(7) 内

一壹貫四百七拾二文 御蔵入

一七貫九百四拾四文 御給所〔おきっしょ〕

都合九貫四百拾六文

但右御田地当村に人頭〔にんとう〕 無御座候ニ付、仙台御足輕持高、并国分七北田村入作ニ仕候事

一御林 一ヶ銘 当村御拝領御林ニ無御座候事